

# 住民監査請求監査結果

平成27年8月10日

湯沢市監査委員

## 目 次

第 1	監査の請求	1
1	請求書の提出日	1
2	請求者	1
3	請求の内容	1
4	請求の要旨に添付された事実を証する書面	5
5	主張する事実の要旨及び措置要求	6
第 2	要件の審査	6
第 3	監査委員の判断	6
第 4	監査の実施	7
1	請求人の証拠の提出及び陳述	7
2	監査対象事項等	7
第 5	事実関係の確認	7
第 6	監査の結果	8
第 7	監査の結論	10
第 8	市長に対する勧告	10
第 9	監査委員の意見	11

# 第1 監査の請求

## 1 請求書の提出日

平成 27 年 6 月 15 日

## 2 請求者

9 人(住所、氏名は省略)

## 3 請求の内容(※原文のとおり)

### 一. 請求の要旨

#### 1. 本件各支出の概要

本件は、連続用務により長崎及び東京へと公務出張した際に支出された旅費、市長交際費(以下「交際費」という)からなり、当初発議された旅行命令書によると、平成 26 年 6 月 24 日～同 26 日にかけて 2 泊 3 日の行程で地熱発電関連企業への訪問、工場見学のみを目的としていたようだが、6 月 26 日夜に東京都中央区日本橋茅場町の会場で開催されたユザワロックイベント(以下「イベント」という)に参加する為に延泊した事案である。

用務を整理すると、地熱発電関連企業へ訪問したのは●●●●副市長(当時)と総務企画部企画課企画政策班主査●●●●氏(以下「主査」という)の 2 名であり、主査に関しては当初の旅行命令どおりイベントには参加せず 2 泊 3 日の行程で帰庁しており、イベント参加により延泊したのは前副市長 1 名である。

また、当該イベントには、総務企画部総務課秘書室主事●●●●●氏(以下「主事」という)がイベントに於ける「小町娘」の用務により、6 月 26 日～同 27 日にかけて 1 泊 2 日の行程で東京へと出張している。

つまり、前副市長は本件に係る全用務に出席し、地熱関連用務とイベント参加の相違により随行者が入れ替わっている構図だ。

一連の出張用務に際し支出された公費は以下の一覧のとおりであり、その歳出予算科目は全て総務一般管理費(2 款 1 項 1 目)からの支出で、日付は全て平成 26 年度内のものである。

なお、下記一覧に記載した各金額は、当該用務により支出された費用を全額表示したもので、その全てが違法・不当支出と思料される訳ではなく、請求に係る措置請求額は「4. 市の損害」の項で後述する。

No.	支払日	実施日	歳出予算科目	用務(摘要)	金額(円)
1	6/24	6/24～27	9 節 2 細節	発電用タービン工場視察、地熱発電関連企業訪問ほか旅費(副市長分)	121,430
3	6/24	6/24～26	9 節 2 細節	発電用タービン工場視察、地熱発電関連企業訪問旅費(主査分)	99,990
5	6/26	6/26	10 節	ユザワロック in 茅場町 イベント企画者との情報交換会寸志	10,000
6	6/25	6/25	10 節	山葵沢地熱発電所設置計画に関する意見交換会寸志	20,000
7	6/25	6/26～27	9 節 2 細節	ユザワロックバー in 茅場町出席旅費(主事分)	43,320

#### 2. 地熱発電関連企業訪問時の違法・不当支出

当市は地下の熱資源に恵まれ、純国産エネルギーの開発へ向け、電源開発株式会社(以下「J パワー」という)、三菱マテリアル株式会社、三菱ガス化学株式会社の共同出資により平成 22 年 4 月に湯沢地熱株式会社が設立された。発電プラント建設地は当市山葵沢で、平成 27 年 5 月 25 日より着工している。

当該用務は、前述のとおり山葵沢地熱発電所建設計画に係る企業訪問や発電タービ

ン工場の視察といった名目で、東京及び長崎へと公務出張した事案だが、本件請求で問題提起するのは、Jパワーへと交際費から支出した寸志 20,000 円であり、以下の3点について違法・不当性が推認される。

- (1) 当該支出は包括的な定例前渡資金から支払われているのだが、しかし、前副市長に下った変更手続き前の旅行命令書に記載された命令日は6月10日と記録されているのに対し、支払決議書に記載された支払日は6月25日であり、実際の公金支出までに15日間もの時間的猶予があったことが確認される。

法令上の原則論として、前渡資金からの支出は即自現金決済を要する場合のみに限られ、当該支出の如き即時性を持たない経費は、地方自治法施行令第161条第17項に反する違法なものである。なお、同条第2項には、遠隔の地に於いて係る経費を前渡資金から支出することができることを明示した規定が存在するが、しかし、それでも個別の支出命令書による前渡金ではなく、包括前渡金からの支出である以上、その非は糾弾されなければならない。

- (2) 当該支払決議書の摘要欄には、「山葵沢地熱発電所設置計画に関する意見交換会寸志(以下「交換会」という)とタイプ印刷された余白部分に、手書きで「@10,000×2人」と追記されているのだが、その真意は寸志が事実上交換会場となる飲食店で費消する当市関係者の会費代という性格を帯びていることに由来する。当該用務に随行した主査に直接面会(H.27/6/12P.M.2:00 過ぎ)して照会したところ、交換会は東京都中央区銀座5丁目に所在する「銀波」という飲食店で行われたとの回答を得た。

また、交換会で話し合われた具体的な内容について質問を向けたところ、発電所周辺への環境影響評価や、プラント建設の理解を求める住民説明会等についての意見を交換した旨の回答を得たが、斯様な重要なテーマを話し合うのに、酒席は不適切極まりない。住民説明会への参加者がこの事実を知ったなら、どのような印象を抱くだろうか。

公務員(特別職を含む)たる者「市民全体の奉仕者としての職責を自覚し、誠実、公正に、かつ、能率的に職務を遂行するよう努めなければならない(湯沢市職員服務規程第2条)」のは自明の理である。従って、酒席懇談の場に於いて住民説明会等に対する会合を開く行為は、市民への背信行為に他ならず、社会通念に反した支出を看過することはできない。

- (3) 当該経費が不要なものであった前提論の下に指弾するのだが、交換会がJパワー社内で行われたものではなく、飲食店を別会場として開催され、渡した寸志が事実上当市列席者の飲食代という実態を有している以上、本来の正当債権者は交際相手方ではなく、会場となった飲食店「銀波」であるべきだ。

私費での会食であれば、当該企業関係者を幹事と定義し、交際相手に金銭を渡そうと、別会計で飲食店に支払おうと、そこに問題は生じない。

しかし、会食経費の原資が公金である以上、関係法令に反した財務会計行為は厳に戒められなければならない。湯沢市財務規則第57条では、支出決定権者に対し支出命令を行うにあたって債権者の特定を義務付けている。また、同58条では領収書による原則を明示し、正当債権者による記名押印の入った領収書を徴することも規定している。

当該支出は、寸志という性質上債権者から領収書を徴し難いとして、領収書に替えて支払証明書で済ませてしまっている。しかし、支払証明書とは当市行政庁内で作成される内部文書に過ぎず、支出の事実を証する資料としては本来的に不適切である。従って、支払証明書とは、物故者の遺族に対する弔慰金の如く、支出相手方から徴収書を徴することが困難な、真にやむを得ない事情がある場合のみに限定された会計処理方法でしかない。

そもそも、寸志という公費負担に馴染み難い名目で係る経費を支出し、安易に支払証明書で済ませてしまう市の悪しき体質こそが根源的な問題点であることを自戒すべきなのだ。

一般社会では、「寸志」に対して抱く現状認識として、目上の人から目下の人に対して渡される心づけのお金と定義付けする人も多い。また、寸志をいただいた相手によっては、お礼状や菓子折りのお返しをしなければならないと考える向きも多く、寸志を渡した相手方に余計な気を使わせない心配りをも考慮すべきだ。

以上の点を考慮すれば、寸志ではなく会食経費として予算を執行し、別会計で飲食店に直接料金を支払うこととすれば、相手方に気を使わせることもなく、領収書を徴することも容易にでき、市の債務負担先も明確になる。そして、会食経費として予算執行を発議していたのなら、後述のとおり当該支出が不要なものであったという結論に帰結していたであろう。

地方自治法第 232 条の 4 第 2 項には「会計管理者は(中略)当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない(傍点筆者)」と明示されている。支出負担行為とは、法令、予算に従って歳出予算を執行する為に、支出の原因を特定し、その適法性、妥当性を審査する為に考えられた財務会計上の概念である。

当該支出の原因となったものは、J パワーとの交換会そのものにあるのではなく、あくまでも銀波で受けた飲食サービスの提供によるものだ。となれば、飲食店と顧客との間にサービス提供の契約が締結され、それが履行されることによってはじめて債務が確定する。交換会それ自体が酒席の場を必要とする合理性の有無については、懇談内容を精査する必要がある。その実態は、接遇相手と信頼関係を深める為というようなものではなく、前述のとおり環境影響評価や住民説明会といったシビアなテーマについて議論しており、「懇談」ではなく「会議」というべき性格のもので、酒席によるべきではないのは火を見るより明らかであろう。

従って、用務の必要性それ自体に合理性が担保されていたとしても、債務負担の原因となった飲食サービスの提供に財務会計上の違法・不当性が推認される。仮に、斯様な意見交換の全てを酒席によらなければ円滑な職務遂行に支障を来すというのであれば、宴会行政の誹りを免れないであろう。

### 3. ユザワロックイベント出席時に係る違法・不当支出

「ユザワロック」の定義は、当市の主要な地場産品の一翼を担う日本酒を、ライムを入れたオンザロックで愉しむスタイルを指す。当該イベントは地酒のマーケット拡大を狙ったプレゼン企画として開催されたようだが、その実態は、シンガーソングライターの●●●氏のライブを鑑賞しながら酒を飲むというものに過ぎず、余りにも遊興的色彩の濃いイベントであって、公費支出要件に合致するようなものではない。

そもそも、行政機関が商業活性化の振興策を打ち出すのであれば、本来的には統計データに基づく情勢分析であったり、それを土台にした各種支援事業の策定、産業構造の変革に向けたスキーム作りといった各種施策に限られ、ハード、ソフト両面から民業をバックアップするにしても、遊興イベントに参加すること自体に公務上の職務関連性があるとは断じて言い難く「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない(傍点筆者)」ことを規定した地方自治法第 2 条第 13 項に反する触法行為に他ならない。

当該用務により追加で増加した公費支出は、前副市長分については滞在期間を 1 日延長したことにより発生した東京 23 区内での宿泊料 10,900 円、日当 1,300 円、26 日

分の復路に係る航空機キャンセル料 7,060 円、鉄道運賃 750 円の計 20,010 円である。

主事に関しては、小町娘の用務で出張した際に支弁された宿泊料 10,900 円、日当 1,300 円×2 日分、鉄道運賃 16,270 円＋座席指定料 11,360 円、タクシー代 2,190 円の計 43,320 円である。

さらに、当該イベント企画者との情報交換会に寸志 10,000 円を支出しており、これらは全て無駄な支出と断ぜられる。

また、事の経緯を時系列を追って精査すると、不可解な点が焙り出されてくる。6 月 6 日付で送信された主催者サイドからのメールには、開催日時が 6 月 29 日から同 28 日に変更になった旨の案内文があり、当該メール文をプリントアウトしたのが 9 日と記録されている。その印刷文書には、出席の欄に丸印が付され、手書きで副市長、●●随行と追記されている。ちなみに、当市関係者がイベントへ出席したのはあくまで 26 日であり、告知用の POP チラシにも 26 日と明記されていて整合がとれないのは何故だろうか。

最も面妖な点は、本件連続用務に係る支出負担行為兼支出命令書の起案日は 6 月 19 日となっており、その元となる旅行命令書の命令日は 6 月 10 日と記録されている。そうすると地熱関連企業への訪問用務と併せ、イベント参加を当初から織り込んで旅行計画を策定することは容易に可能だった筈であり、そうであれば航空機キャンセル料 7,060 円を無為に費消することはなく、不必要な用務であった点と併せて二重の意味で違法・不当性が推認される。

さらに、主事は往復共に湯沢－新庄間を在来線を乗り継いで山形新幹線を利用しているのに対し、副市長の方は東京からの帰庁に係る経路に航空機を利用している。当初の旅行計画では、東京のみならず長崎が含まれていた為に空路を利用したのであろうが、しかし、それが許容されるのは羽田経由で直接長崎へと向かった往路に過ぎない。事実前副市長より 1 日早く帰庁している主査の方は東京－湯沢間の復路に係る移動には主事同様山形新幹線を利用し、運賃は 7,880 円＋座席指定料 5,510 円の計 13,390 円で済んでいる。

これに対し、前副市長の羽田空港－秋田空港間の航空機利用に係った運賃は 16,790 円であり、しかも、秋田空港－当市庁舎間の移動には運転手付きで公用車を利用している。秋田空港に車両を駐車したままであったのならまだ合理性が担保されるが、実態はそうではない。当該公用車運転日誌に記載された運転手は秘書室の●●氏であるが、氏に送迎用務を課せば、その分通常業務の停滞を招く。氏に支給されている給与もまた公費であり、公用車に係る燃料代や高速料金もまた公費から賄われており、これらの経費は主事や主査同様鉄路を利用していたのなら一切かかることのなかった費用である。

仮に、時間的な制約によって航空機を利用したのだと仮定しても、東京－湯沢間に於ける鉄路利用時に比べた航空機利用時の移動時間短縮度については、秋田空港からの車両移動に係る時間も加味しなければならず、その時間的優位性は乏しいといわざるを得ない。

しかも、一度航空機をキャンセルして本来不要な筈の経費を余分に支出してしまっているのだから、キャンセル料分を少しでも取り戻すような経路を選択すべきなのだ。

以上のように、前副市長が 6 月 27 日に利用した羽田空港－秋田空港間の航空運賃 16,790 円は、最少経費の原則を規定した地方財政法第 4 条第 1 項に反するのみならず、最も経済的な経路及び方法で旅行しなければならないことを規定した湯沢市職員等の旅費に関する条例第 7 条に反した触法行為である。

付言すれば、主事の旅行命令書は一度変更手続きが行われているのだが、変更前の旅行命令書の用務欄には「ユザワロックバー in 茅場町(副市長随行、小町娘として)」としか記載されていないのに対し、変更後の旅行命令書の用務欄には「国会議員面会」

と追記されている。あくまでイベント参加がメインであり、国会議員との面会が公務性を醸成する為にとってつけたような印象を抱いてしまうのは筆者だけだろうか。そうであれば、イベント参加がなければ東京への出張自体がなかったものと思料される。

#### 4. 市の損害

上記記載のとおり、本件請求に係る各支出は違法・不当な財務会計行為によるもので、Jパワーへと支出した寸志 20,000 円、副市長が東京 23 区内に 1 日延泊した際の宿泊料 10,900 円、日当 1,300 円、航空機キャンセル料 7,060 円、鉄道運賃 750 円(26 日分の霞ヶ関－茅場町間 170 円、27 日分の東京駅－品川駅－羽田空港間 580 円)、27 日分の羽田空港－秋田空港間に係る航空運賃 16,790 円、主事に支弁された旅行経費として、宿泊料 10,900 円、日当 1,300 円×2 日分、鉄道運賃 16,270 円+座席指定料 11,360 円、タクシー代 2,190 円、イベント主催者である株式会社ソーケングループへと支出した寸志 10,000 円の計 110,120 円を市の損害と認定し、必要な措置を講じるよう勧告せよ。

#### 4 請求の要旨に添付された事実を証する書面

##### 事実証明

- ①湯沢市職員等の旅費に関する条例に基づく旅行命令書の写し 2 枚(命令日 平成 26 年 6 月 10 日(当初)、平成 26 年 6 月 16 日(変更 1 回目))
- ①-2 湯沢市財務規則に基づく支出負担行為兼支出命令書の写し 1 枚  
(支出命令番号 9871)
- ①-3 上記に添付された湯沢市職員等の旅費に関する条例に基づく旅費請求書の写し 1 枚(請求日 平成 26 年 6 月 19 日)
- ①-4 湯沢市財務規則に基づく精算書の写し 1 枚(支出命令番号 9871 精算枝番 1)
- ①-5 上記に添付された湯沢市職員等の旅費に関する条例に基づく旅行命令書の写し 3 枚(命令日 平成 26 年 6 月 16 日、平成 26 年 6 月 16 日(変更 1 回目)、平成 26 年 6 月 10 日(当初))、旅費請求書の写し 1 枚(請求日 平成 26 年 6 月 30 日)及び別紙(行程表)の写し 1 枚並びに領収書の写し 1 枚
- ②湯沢市財務規則に基づく支出負担行為兼支出命令書の写し 1 枚  
(支出命令番号 9875)
- ②-2 上記に添付された湯沢市職員等の旅費に関する条例に基づく旅費請求書の写し 1 枚及び旅行命令書の写し 1 枚
- ②-3 湯沢市財務規則に基づく精算書の写し 1 枚(支出命令番号 9875 精算枝番 1)
- ②-4 上記に添付された旅行命令書の写し 1 枚(命令日 平成 26 年 6 月 16 日)及び領収書の写し 2 枚
- ②-5 湯沢市財務規則に基づく減額支出負担行為兼戻入命令書の写し 1 枚  
(支出命令番号 9875 戻入枝番 1)
- ②-6 上記に添付された湯沢市財務規則に基づく領収済通知書(返納)の写し 1 枚
- ②-7 平成 26 年 6 月 24 日から 25 日までの旅行命令についての復命書の写し 1 部  
(起案者 企画課企画政策班主査)
- ③湯沢市公用車運行管理規程等に基づく公用車運転日誌の写し 2 枚(6 月 24 日、27 日 車両番号 秋田 300 の 7233)
- ④湯沢市財務規則に基づく支出負担行為兼支出命令書の写し 1 枚  
(支出命令番号 12534)
- ④-2 上記に添付された湯沢市職員等の旅費に関する条例に基づく旅費請求書の写し 1 枚及び別紙(行程表)の写し 1 枚並びにユザワロックイベント開催チラシの写し 1 枚

- ⑤湯沢市財務規則に基づく支払決議書の写し 1枚(起案 平成26年6月24日 支払年月日 平成26年6月26日 前渡資金整理簿記載 平成26年6月24日)
- ⑤-2 湯沢市財務規則に基づく支払証明書の写し 1枚(平成26年6月26日)
- ⑥湯沢市財務規則に基づく支払決議書の写し 1枚(起案 平成26年6月20日 支払年月日 平成26年6月25日 前渡資金整理簿記載 平成26年6月20日)
- ⑥-2 湯沢市財務規則に基づく支払証明書の写し 1枚(平成26年6月25日)
- ⑥-3 上記に添付された意見交換会案内文書の写し 1枚(平成26年6月17日)
- ⑦湯沢市財務規則に基づく支払決議書の写し 2枚(起案 平成26年6月20日 支払年月日 平成26年6月24日 前渡資金整理簿記載 平成26年6月20日)
- ⑧湯沢市財務規則に基づく支出負担行為兼支出命令書の写し 1枚  
(支出命令番号 9878)
- ⑧-2 上記に添付された湯沢市職員等の旅費に関する条例に基づく旅費請求書の写し1枚及び旅行命令書の写し1枚
- ⑧-3 湯沢市財務規則に基づく精算書の写し 1枚(支出命令番号9878 精算枝番2)
- ⑧-4 上記に添付された湯沢市職員等の旅費に関する条例に基づく旅行命令書の写し2枚(命令日 平成26年6月16日(変更前、変更後))及び領収書の写し3枚
- ⑧-5 湯沢市財務規則に基づく減額支出負担行為兼戻入命令書の写し 1枚  
(支出命令番号 9878 戻入枝番 2)
- ⑧-6 上記に添付された湯沢市財務規則に基づく領収済通知書(返納)の写し 1枚
- ⑧-7 平成26年6月26日から27日までの旅行命令についての復命書の写し 1部  
(起案者 総務課秘書室主事)

## 5 主張する事実の要旨及び措置要求

監査請求書(措置請求書)及び事実を証する書面に記載されている事項の内容を勘案して、措置要求の要旨を次のように理解した。

- (1) 平成26年6月25日東京都銀座「銀波」で開催の「山葵沢地熱発電所設置計画に関する意見交換会」の際、市長交際費から支出した寸志20,000円(前副市長、企画課主査出席)については、当該企業関係者に寸志として支出すべきものではなく、会場となった飲食店「銀波」に支出すべきであり、財務会計上の違法・不当性が推認されると主張し、必要な措置を講ずるよう求めている。
- (2) 平成26年6月26日東京都内で開催の「ユザワロックバーin 茅場町」は、遊興イベントであるため、前副市長がこの用務の出席に要した旅費(航空機利用キャンセル料等含む)合計36,800円及び秘書室主事の旅費(1泊2日)43,320円並びに情報交換会の際、市長交際費から支出した情報交換会寸志10,000円は、全て違法・不当な財務会計行為であると主張し、必要な措置を講ずるよう求めている。

## 第2 要件の審査

監査の実施に当たり、本請求は、所定の形式要件は具備しているが、地方自治法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があるため、平成27年6月22日に全監査委員出席のもとに審査を行った結果、これを受理することとした。

## 第3 監査委員の判断 (地方自治法第242条の要件に係る判断)

住民監査請求は、市長や市職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補てんを求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本請求で請求人は、平成26年6月25日東京都銀座「銀波」で開催の「山葵沢地熱発電所設置計画に関する意見交換会」の際、市長交際費から支出した寸志20,000円(前副

市長、企画課主査出席)については、当該企業関係者に寸志として支出すべきものではなく、会場となった飲食店「銀波」に支出すべきであると主張し必要な措置を講ずるよう求めている。また、平成 26 年 6 月 26 日東京都内で開催の「ユザワロックバー in 茅場町」は、遊興イベントであるため、前副市長がこの用務の出席に要した旅費(航空機利用キャンセル料等含む)合計 36,800 円及び秘書室主事の旅費(1泊2日)43,320 円並びに情報交換会の際、市長交際費から支出した情報交換会寸志 10,000 円は、全て違法・不当な財務会計行為であると主張し、必要な措置を講ずるよう求めている。

このことについて、慎重に審査した結果地方自治法第 242 条に基づく要件を具備しているものと認め、監査を実施することとした。

## 第 4 監査の実施

### 1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 27 年 7 月 3 日に証拠の提出及び 7 月 6 日に陳述の機会を設けたが、出席する旨の連絡がなかったため、陳述は実施しなかった。また、新たな証拠の提出もなかった。

### 2 監査対象事項等

#### (1) 監査対象事項

地方自治法第 242 条の要件に係る判断により次の 4 点の事項について、本請求に係る支出が違法・不当に当たるかどうかを監査対象とした。

- ①「山葵沢地熱発電所設置計画に関する意見交換会」の際の交際費 20,000 円の支出について
- ②平成 26 年 6 月 24 日から 27 日まで長崎及び東京都へ出張した際の前副市長に支出した旅費の内 6 月 26 日開催の「ユザワロックバー in 茅場町」等の出席に要した旅費 36,800 円(航空機利用キャンセル料等含む)について
- ③平成 26 年 6 月 26 日から 27 日まで東京都へ出張した際の総務課秘書室主事(副市長随行)の旅費 43,320 円について
- ④「ユザワロックバー in 茅場町イベント企画者との情報交換会」の際の交際費 10,000 円の支出について

#### (2) 監査対象部局

総務部総務課と企画課を監査対象部局とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

また、会計管理者に依頼し、資料の確認を行った。

## 第 5 事実関係の確認

監査対象事項について、関係機関からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

- ①「山葵沢地熱発電所設置計画に関する意見交換会」の際の交際費 20,000 円の支出については、電源開発株式会社から文書により 6 月 25 日に電源開発株式会社の周辺において「山葵沢地熱発電所設置計画に関する意見交換会」を開催したい旨の依頼があった。この意見交換会については、市が出席すべきもの判断し、前副市長及び随員として企画課主査が出席している。なお、飲食を伴う会であるため、また、会場は案内状により弊社周辺と記載され場所は未定であるが東京都内で開催することを鑑み一人 10,000 円(2人出席)とし交際費から合計 20,000 円を前副市長等が本市を出発前の 6 月 20 日に支出し、のし袋に入れ随行する企画課主査に渡している。企画課主査は、意見交換会の会場である銀座「銀波」において意見交換会直前に電源開発株式会社関係社員に渡したとのことである。

②平成 26 年 6 月 24 日から 27 日まで長崎及び東京都へ出張した際の前副市長に支出した旅費の内 6 月 26 日開催の「ユザワロックバー in 茅場町」等の出席に要した旅費 36,800 円(航空機利用キャンセル料等含む)については、前副市長は、当初長崎市及び東京都内での用務の為 6 月 24 日から 26 日までの出張としていたため、総務部総務課秘書室では、航空券(パック料金)を確保するため事前に航空券(秋田空港～羽田空港～長崎空港往復)を手配していた。

しかし、6 月 6 日付ソーケングループからのメールにて「ユザワロックバー in 茅場町」の開催予定日の 6 月 27 日(金)(※メール記載 6 月 29 日(金))が 6 月 26 日(木)(※メール記載 6 月 28 日(木))に変更となったため、前副市長は、東京都内に 6 月 26 日滞在していることから「ユザワロックバー in 茅場町」へ出席することとし 6 月 27 日に本市へ戻ることとした。(※メール記載曜日は合っているが日付が間違っている。)

このことにより、航空券を変更したためキャンセル料が発生した。また、6 月 26 日国会議員等との面会等により交通費等のほか「ユザワロックバー in 茅場町」の開催時間は午後 7 時であったため東京都内へ宿泊しなければならず旅費の支給額が増加(宿泊料、日当等)することとなった。6 月 27 日(金)帰路の航空機を利用した大きな理由の一つとしては、当日平成 26 年本市議会 6 月定例会の最終日(午前 10 時開議)であったためこれに出席するため航空機を利用したとのことである。

「ユザワロックバー in 茅場町」の際、お酒等を来場者へ無料で振舞った経費については、「四季こまち」が本市産業振興部まるごと売る課が実施している「チャレンジ補助金」を活用し 480,000 円の補助を受け実施したものであり、当日来場者には、清酒、さくらんぼ、漬物等を無料で提供し、「七夕絵どうろう」については、会場に約 3 週間展示したことが判明した。

③平成 26 年 6 月 26 日から 27 日まで東京都へ出張した際の総務課秘書室主事(副市長随行)の旅費 43,320 円については、6 月 26 日午前には本市を出発し、午後より東京都内で前副市長の随員として国会議員等の面会及び「ユザワロックバー in 茅場町」に出席し、6 月 27 日当市へ往復山形新幹線を利用し戻っている。総務課秘書室主事は、前副市長の用務に随行したものであり、「ユザワロックバー in 茅場町」時には、事前に雄勝観光協会に依頼し市で保管している「小町娘」の着物等を持参し、着衣しイベントを盛り上げている。旅費については精算を行い 43,320 円支払したことを確認した。

④「ユザワロックバー in 茅場町イベント企画者との情報交換会」の際の交際費 10,000 円の支出については、6 月 26 日午後 7 時から東京都中央区泉新川ビル 1 階ソーケンソーシャルサロンで開催された「ユザワロックバー in 茅場町」の際に、イベント企画者との情報交換会があるとのことで、総務課秘書室では、事前に交際費から 10,000 円(前副市長・秘書室主事出席)をのし袋に入れ準備し、前副市長から寸志としてソーケングループ関係者に当日渡したとのことである。

当日は、前副市長が開催場所において挨拶を行い来場者に本市の観光 PR 等を行うと共に、その席上でイベント企画者との情報交換も行ったとのことである。

## 第 6 監査の結果

### 合議の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

- ①「山葵沢地熱発電所設置計画に関する意見交換会」の際の交際費 20,000 円の支出について

本請求書で請求人は、平成 26 年 6 月 25 日東京都銀座「銀波」で開催の「山葵沢地熱発電所設置計画に関する意見交換会」の際、市長交際費から支出した寸志

20,000 円(前副市長、企画課主査出席)については、当該企業関係者に寸志として支出すべきものではなく、会場となった飲食店「銀波」に支出すべきであると主張し必要な措置を講ずるよう求めている。

関係職員の事情聴取を行った結果、電源開発株式会社から文書により6月25日に電源開発株式会社の周辺において「山葵沢地熱発電所設置計画に関する意見交換会」を開催したい旨の依頼があり、この意見交換会については、市が出席すべきものと判断し前副市長及び随員として企画課主査が出席し、のし袋(寸志と記載20,000円入り)を電源開発株式会社関係社員へ6月25日に渡したものである。

交際費から支出した金額20,000円については、前副市長の出張用務の出発日が6月24日(火)のため事前に準備する必要があることから6月20日(金)に行ったものであり、本意見交換会は、電源開発株式会社からの案内により出席したものであるため主催者に対して寸志として渡す行為については、違法・不当なものではなく本件請求には理由がない。

次に本請求書で請求人は、平成26年6月26日東京都内で開催の「ユザワロックバーin 茅場町」は、遊興イベントであるため、前副市長がこの用務の出席に要した旅費(航空機利用キャンセル料等含む)合計36,800円及び総務課秘書室主事の旅費(1泊2日)43,320円並びに情報交換会の際、市長交際費から支出した情報交換会寸志10,000円は、全て違法・不当な財務会計行為であると主張し、必要な措置を講ずるよう求めている。

②平成26年6月24日から27日まで長崎及び東京都へ出張した際の前副市長に支出した旅費の内6月26日開催の「ユザワロックバーin 茅場町」等の出席に要した旅費36,800円(航空機利用キャンセル料等含む)については、関係職員の事情聴取を行った結果、「ユザワロックバーin 茅場町」は、本市産業振興部まるごと売の課が実施している「チャレンジ補助金」を活用し、「四季こまち」が湯沢清酒の良さや美味しさをPRすると共に、本市の安心・安全でこだわりのある農産物や加工品をおつまみとして来場者には無料で提供し、会場内には「七夕絵どうろう」を展示し本市をプロモーションしたものである。

このイベントは、本市の観光及び産業振興に係わるものであるため出席すべきものと判断し、国会議員との面会等も含めた用務により6月27日まで滞在期間を延長したことにより前副市長の宿泊数が1日(10,900円)、日当が1日(1,300円)及び鉄道運賃(750円)が増加したこと、日程の変更により予約していた航空券にキャンセル料(7,060円)が生じたことは容認すべきものである。前副市長は6月27日本市へ戻る日程であり電車を利用しての帰庁若しくは航空機(16,790円羽田空港から秋田空港まで)の利用による帰庁となるがいずれにしても27日午前10時から市議会6月定例会最終日に出席するためには電車利用では間に合わないものであるため航空機を利用するのが適切である。従って、副市長に支出した旅費に関しては、湯沢市職員等の旅費に関する条例等に基づき適切に支出されていることから、違法・不当なものではなく本件請求には理由がない。

③平成26年6月26日から27日まで東京都へ出張した際の総務課秘書室主事(副市長随員)の旅費43,320円については、前副市長に随員したものであり、湯沢市職員等の旅費に関する条例等に基づき適切に支出されていることから、違法・不当なものではなく本件請求には理由がない。

④「ユザワロックバーin 茅場町イベント企画者との情報交換会」の際の交際費10,000円の支出については、飲食を伴う情報交換であり、前副市長と総務課秘書室主事が出席し交際費から10,000円を支出している。

交際費は、行政実例や判例等から、一般的に地方公共団体の長又はその執行機関が行政執行上あるいは当該団体の利益のために、当該団体を代表して外部との折衝

等をするために要する経費であると解されている。地方公共団体も社会の一構成員として社会的な実態を有し活動している以上、外部との接遇を行い、これに要する経費を交際費として公金をもって充てることは認められるべきと解されている。しかしながら、この裁量権は無制限のものではなく、対外的折衝をする際に行われた接遇であっても、それが社会通念上の儀礼の範囲を逸脱したものである場合は、それに要した費用を公金により支出することは許されないとする判断が示されている。(最高裁判決平成元年9月5日)

「ユザワロックバーin 茅場町」の飲食経費は本市の補助事業により賄っているものであり、情報交換はこのイベント進行中に行われたものである。

この件については、交際費から支出することが適切であるかどうかを判断すべきものである。

上記最高裁判所判決により今回の支出が、当市においての対外的折衝をする際に行われた接遇である場合であれば、その経費を支出する場合において社会通念上儀礼の範囲を逸脱しなければ違法ではないが、この情報交換の飲食等に係る経費は本市の補助事業により賄っているものである。

従って、情報交換会の経費を負担する理由により交際費から支出した行為は、市政発展のためイベントの企画及び会場を提供した方に対し協力等に感謝したいとの思いは十分理解できるが、この情報交換会の経費としての支出はふさわしくないと云わざるをえない。

このことにより、支出した金額 10,000 円は不適切な支出と判断される。

## 第7 監査の結論

請求人の請求「山葵沢地熱発電所設置計画に関する意見交換会」の際の交際費 20,000 円の支出及び平成 26 年 6 月 24 日から 27 日まで長崎及び東京都へ出張した際の前副市長に支出した旅費の内 6 月 26 日開催の「ユザワロックバーin 茅場町」等の出席に要した旅費 36,800 円(航空機利用キャンセル料等含む)について並びに平成 26 年 6 月 26 日から 27 日まで東京都へ出張した際の総務課秘書室主事(副市長随行)の旅費 43,320 円については、理由がないと判断し、これを棄却する。

但し、「ユザワロックバーin 茅場町イベント企画者との情報交換会」の際の交際費 10,000 円の支出については、市長に対し次のように勧告する。

## 第8 市長に対する勧告

本件請求に係る監査委員の判断は、上記で述べたとおりであるが、地方自治法第 242 条第 4 項の規定に基づき、市長に対して次に掲げる措置を講ずることを勧告する。

### 1 措置すべき事項

平成 26 年 6 月 26 日東京都内で開催の「ユザワロックバーin 茅場町イベント企画者との情報交換会」の際の交際費から支出した 10,000 円は不適切なものであるため、適切な是正を講ずること。

### 2 措置期限

平成 27 年 10 月 10 日

上記の措置すべき事項について、地方自治法第 242 条第 9 項の規定により、期限内に所要の措置を講ずるとともに、その措置の状況を監査委員あて通知すること。

## 第9 監査委員の意見

交際費の支出については、住民の負担する税金で賄われていることに鑑み、疑念や不信を抱かれることのないよう透明性を確保すると共に、公益性・行政効果を十分に考慮したうえで適切に対応すべきである。